

○議長（茅沼隆文）

日程第7 発議第4号 新庁舎に関する調査特別委員会設置に関する件について、を議題といたします。

趣旨説明を提案議員に求めます。

菊川敬人議員、どうぞ。

○11番（菊川敬人）

それでは、議案の朗読の前に、新庁舎に関する調査特別委員会を設置するに当たり、議会で検討した背景について述べさせていただきたいと思います。

今、町では、新庁舎基本設計に向けて、新庁舎建設推進部において各セクションごとに必要事項の洗い出しが進められています。

新庁舎は、町の中心部に建設され、今後、長期的に町のシンボル的な建物として後世へ引き継がれるものと思われます。現段階では、基本構想案が示されただけで、町民へ説明できる状況には至っておりません。

新庁舎は、町民と行政が継続的に係りのある場として機能を有し、使いやすいものであることを基本と考えるべきであります。

近年では、東日本大震災の津波で庁舎が全て崩壊し、行政機能を失ったことや、今年、豪雨により鬼怒川の決壊で庁舎1階部が浸水し市役所としての機能をしなくなつたことと同時に、防災の拠点としての役割を失ってしまいました。このような事例を踏まえると、町役場としての機能はもとより、天災に対しても強靭な建物であることが要求されます。町民に優しい庁舎であることの一方で、地震や風水害の災害に遭遇したときは、防災拠点としての機能を発揮することが不可欠であります。

新庁舎基本構想案をはじめとする今後具体化していく基本計画・基本設計では、可能な限り行政機能の集約化を図り、利便性のある町民窓口サービスや、高齢者・小さな子ども連れの親子など、町民が利用しやすい庁舎であること。地域のコミュニティ活動のために、町民と行政の共同による活動を支える拠点として、情報交換が可能な場であること。また、省資源化の推進による環境に優しい建物とともに、耐震性を確保し安心して利用するために、災害時には災害対策活動の中核として、迅速な支援、復旧活動が可能であり、行政としての機能を維持できるものであることが条件となります。

最後に、開成町議会は、町民を代表する立場から、何よりも町民に対し可視化を図ることが我々議員に与えられた責務であると認識しています。町から示されるさまざまな課題に対し、議員一人一人が真剣に議論を重ね、希望ある開成町の新庁舎建設に向けて「新庁舎に関する調査特別委員会」を設置するものであります。

それでは、議案の朗読を行います。

発議第4号 新庁舎に関する調査特別委員会設置に関する件について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び開成町議会会議規則第13条の規定により提出します。

平成27年12月4日提出、提出者開成町議会議員、菊川敬人、賛成者、開成町議

会議員、前田せつよ、同じく下山千津子、同じく佐々木昇、同じく和田繁雄。

提案理由、町が進める新庁舎建設について、防災拠点として町民の安全・安心な暮らしを支え、よりよい町民サービスの提供や町民交流ができる開かれた庁舎となるよう、議会として全町的な視野に立って議論を重ね、継続的に調査研究を図る必要があることから、新庁舎に関する調査特別委員会の設置を提案いたします。

次のページをお願いいたします。

新庁舎に関する調査特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、新庁舎に関する調査特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称、新庁舎に関する調査特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第119条及び開成町議会委員会条例第5条。

3、目的、新庁舎建設に関する調査。

4、委員の定数、11名。

5、調査期間、新庁舎建設に関する調査が終了するまで。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はどうぞ。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

発議第4号 新庁舎に関する調査特別委員会設置に関する件について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決いたしました。